

令和2年度「年末たすけあい募金事業助成制度」変更点について

＜主な変更点＞

(1) 地区社協は、地区社協助成金制度があるため、助成対象外となります。

(2) 助成対象事業に要件を追加します。

①助成対象事業に、「地域交流を目的とした事業」を追加します。

※「地域交流を目的とした事業」とは、地域住民へ周知を行い、参加を呼びかけて開催する事業のことを指します。

②1団体2つの事業を重複して申請したとみなされる事業は、申請不可となります。(例：「バスツアーと新年会」)

※同一事業を複数日で開催する場合は、申請可能です。

(3) 配分基準の見直しを行います。

①助成上限は5万円とし、総事業費の4分の3の範囲内を助成します。

②助成額の1,000円未満の切り捨ては行いません。

③人数による配分は行いません。

【参考】

	現行基準	令和2年度変更点
助成対象 団体	(ア) ボランティア団体 (イ) 障がい当事者団体及び家族会 (ウ) 地域福祉推進のために事業を行う福祉活動団体 ※法人は、認定・特定非営利活動法人、もしくは一般・公益社団法人を対象とする。	<u>現行基準に下記を追加します</u> ・ <u>地区社協は、助成対象外とする。</u> (理由：別途、年末たすけあい募金を財源とした地区社協助成金があるため)
助成対象 事業	区内の地域福祉団体が実施する(ア)～(エ)の項目全てに該当する事業に対して助成する。 申請は、 <u>原則1団体1事業。</u> (ア) 営利を目的としない事業 (イ) 地域福祉推進のための事業 (ウ) 対象事業に参加する延べ人数(サービス利用者や障がい者、担い手やボランティア)が5名以上の事業 (エ) 助成対象団体が12月～1月に行う事業(例：会食会、ボランティアや地域との交流事業)	<u>現行基準に下記を追加します</u> (オ) <u>地域交流を目的とした事業</u> ※地域との交流や、団体活動の啓発や周知の促進を目的にしているため、 <u>団体メンバー内のみで行う懇親会等は、助成対象外となります。</u>
助成対象外 事業	(ア) 次の事業は、原則として助成対象外 ①横浜市、都筑区の補助・委託を受けている事業 ②本会が行う、その他の助成金を受けている事業 ③県共同募金会から直接配分を受けている事業 (イ) 団体の運営費(人件費、事務所維持費等)は、原則として助成対象外	変更はありません
配分基準	(ア) 助成上限を5万円とする。 (イ) 総事業費の4分の3の範囲内を助成し、1人あたりの助成額単価の上限は、800円とする。 (ウ) 助成額は1,000円未満切り捨てとする。	<u>現行基準を一部変更します</u> (イ) <u>総事業費の4分の3の範囲内を助成する。</u> (ウ) <u>助成額の1,000円未満の切り捨ては行わない。</u> (エ) <u>人数による配分は行わない。</u>